

令和4年度 第3回 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 会 議 事 録

日時：令和5年3月29日（水）

午前10時30分から11時30分まで

場所：飛島村役場 2階第3会議室

○早川課長

ただいまから令和4年度第3回、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会を始めさせていただきます。私は事務局を務めさせていただきます企画課の早川です。

当法定協議会の会長であります飛島村長ですが、別件会議があり遅れて参加させていただきます。

○早川課長

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様へ送付しております、資料1から2、議案第1号から3号、議場には配席図を置いております。

次第について、一部変更がありましたので、配布させていただきました。

続きまして、この協議会は協議会会議運営規定に基づき、会議録の方を開示させていただきますのであらかじめご了承ください。本日は、定員の半数を超える委員の皆様のご出席をいただいております。会議としての成立要件を満たしておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは会議に入りたいと思います。進行は協議会の設置要綱に基づきまして、座長の伊豆原先生にお願いしたいと存じます。ごあいさつの後、進行をお願いいたします。

1. あいさつ

○伊豆原座長

おはようございます。桜が咲いてまいりました。小学校が始まる頃には散ってしまうかもしれませんが少し心配です。会議に参加するため、本日飛島バスに乗ってきましたが、たくさんの方の利用がされています。実績報告があると思いますが、蟹江線は過去最高の利用となっています。

一方で、国では、活性化再生法の改正の議論が進んでいます。国会で成立する見通しで、秋に施行することになります。地域に根ざした公共交通を推進する内容の改正で、制度の変更、設定されると思います。関心をもって新聞等確認いただけるとよいと思います。国土交通省からも報告がなされると思います。

それでは、会議のはじめに議事録署名人を選任させていただきます。本日の議事録署名人は、三重交通桑名営業所の小黒様、弥富市役所市民生活部長の伊藤様とさせていただきます。後ほど事務局が議事録をお持ちするので、確認の程よろしくをお願いします。

本日の議事内容は、報告事項2件、議事3件となっております。

2. 報告事項

(1) 飛島公共交通バス利用実績について

(2) 弥富市デマンド型乗合送迎サービス社会実験 目的地停留所の設置について

○伊豆原座長

報告事項に移りたいと思います。それでは事務局から資料説明をお願いします。

○事務局

資料説明（資料１・２、別紙） 併せて２件の報告

○伊豆原座長

ありがとうございました。資料１は利用者数について、資料２は弥富市デマンド型乗合送迎サービス社会実験について、ご説明がありました。ご意見、ご質問がありますでしょうか。

○名古屋タクシー協会 多田委員

弥富市デマンド型乗合送迎サービスの社会実験について、飛島村の利用者も利用できるのでしょうか。大藤学区、栄南学区までなのか、駅まで行けるのか。事務局ではなく弥富市に聞くべきことです。教えて下さい。

○弥富市市民生活部市民協働課長 藤井氏

飛島村の村民も会員登録、利用できます。海南病院に行く場合は、利用不可です。大藤・栄南学区内であれば利用できます。

出発、到着のどちらかが大藤・栄南学区とすることが前提です。

○伊豆原座長

住民への説明はどうされるか。

○早川課長

弥富市では広報がされると聞いています。飛島村での説明は、ホームページでは紹介するが、直接の説明は予定していないです。

○伊豆原座長

社会実験、道路運送法 21 条で実施すると資料にはあります。

住民にとっては隣の自治体での事業で、使ってよいのかわからないという質問があるかもしれない。そうした問い合わせはだれが受けるのか。行政間の調整がうまくできないと、住民が困ってしまう。何か考えがあったら教えてほしい。

○弥富市市民生活部市民協働課長 藤井氏

栄南・大藤学区は飛島村の蟹江線を利用されています。飛島村のスーパーも利用されています。弥富市の日常の交通として利用できる方を対象として設定しています。飛島村の住民も利用可能というもので、地元で説明会の実施の要望があれば対応します。

○伊豆原座長

弥富市と同じ説明を、飛島村でも説明したほうがよいと思う。この会議ではこれまでチョイソコについての議論がされたことはないなので、利用方法が難しく、それなりの説明をしておい

ていただきたい。

○早川課長

飛島村の村民も利用もできるということで、弥富市と調整して、説明会を対応させていただきます。

○名古屋タクシー協会 多田委員

弥富市内大藤・栄南学区のバス停の多くは、目的施設になりうるものがある。飛島村から目的施設にいける部分についての説明が、この資料ではできていない。利用者にとっては、その点をわかるようにして説明することが重要です。

○中部運輸局愛知運輸支局 岡本委員代理

資料1について。名港線は地域間幹線補助を受けている。令和4年度の路線乗車密度15人の利用実績をクリアできていない。早急な利用促進をお願いしたい。

チョイソコやとみについて、多田委員の指摘について、現状の資料は弥富市側の説明資料であり、利用者にとって使いやすい説明ができる資料の配慮が必要です。

今回は社会実験ですが、将来的に道路運送法4条化していくには、飛島村での協議が必要です。その点についても対応をお願いしたい。

○伊豆原座長

地域間幹線系統の補助路線については乗車密度15人の利用実績が必要です。交通事業者からの報告にある利用実績と県への報告内容について、関係先と調整して整理しなおしてください。

チョイソコやとみは法21条の社会実験での対応です。将来、法4条化、本格運行化するには飛島村のここでの協議が必要という認識をしてください。

○早川課長

利用実績について、交通事業者と協議を進めます。

チョイソコやとみの法4条への運行の切り替えについては、飛島村での協議も必要という点を理解して進めさせていただきます。

○伊豆原座長

他にありますか。無いようなので、報告事項については報告いただいたとして、協議事項に移ります。

3. 議事

●議案第1号 令和5年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 事業計画（案）及び収支予算（案）」について

○伊豆原座長

それでは議事に移りたいと思います。議案第1号令和5年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 事業計画（案）及び収支予算（案）」について事務局からの説明をお願いします。

○事務局

資料説明（議案 1 号）

○伊豆原座長

ありがとうございました。議案 1 号の事業計画、予算案について説明いただきました。ご意見、ご質問があればお受けしたいが、いかがでしょうか。

宜しいでしょうか、ご質問もないようですので議案第 1 号について、全員のご了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○伊豆原座長

全員の承認を頂いたとして進めさせていただきます。

●議案第 2 号 飛島公共交通バス蟹江線 6 カ月定期券の設置について

○伊豆原座長

議案第 2 号『飛島公共交通バス蟹江線 6 カ月定期券の設置について』事務局からの説明をお願いします。

○事務局

資料説明

○伊豆原座長

ありがとうございました。通学の 6 カ月の定期券についてご説明がありました。これについて何か意見があればお聞きしたいですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。24,000 円とした理由を教えてください。

○早川課長

交通事業者と相談しました。年間定期券ですと 40,000 円、3 カ月定期ですと 14,000 円となっており、年間定期券と 3 カ月定期の 6 か月分の数値の中央値から設定しています。

○伊豆原座長

10 月 1 日からの設定になります。広報で周知いただき、売り出しはもう少し前から始めるそうです。質問がなければ、ご賛同いただいたということでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○伊豆原座長

議案第 2 号について、みなさんからご了承をいただいたということで進めさせていただきます

す。是非 PR していただきたいと思います。

●議案第 3 号 海南病院通院支援タクシー 子供料金の設定について

○伊豆原座長

議案第 3 号『海南病院通院支援タクシー 子供料金の設定について』事務局からの説明をお願いします。

○事務局

資料説明（議案 3 号）

○伊豆原座長

海南病院通院支援タクシーの子供料金の設定について、何か、ご質問、ご意見等がありましたらお聞かせいただきたい。いかがでしょうか。

○中部運輸局愛知運輸支局 岡本委員代理

制度として、小学生未満の方一人での利用は不可となっているが、単独利用できない対象に小学生は含まれないという認識でよろしいでしょうか。

○早川課長

制度としては、小学生一人での利用はできるというものです。

○伊豆原座長

小学生の一人利用は、何かあると問題なので、保護者・タクシー事業者に丁寧な説明をいただけるとありがたい。

○早川課長

運行について交通事業者と再確認を進めます。

○伊豆原座長

小学生の安全を考えると保護者と一緒に利用することが望ましいです。この料金改定は、一人利用を促すものではなく、保護者と一緒に利用する場合の子どもの料金設定を見直すものです。また、通院利用に限定するものでもありません。

他にご意見ありますか。もしなければ議案第 3 号について、みなさんからご了承をいただいたということで進めさせてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○伊豆原座長

みなさんからご了承をいただいたということで進めさせていただきます。

5. そ の 他

○伊豆原座長

以上で、予定されていた議事は終了しましたが、その他として、事務局から何かありますか。

○早川課長

特にありません。

○議会議長 上田委員代理

議会議長の代理として参加した。愛知県蟹江警察署の交通課長に確認したい。

飛島バスの運行時間が、渋滞により時間がずれる点を利用者から聞く。遅れる要因は、国道23号の道路の交差点部分。公共交通の仕組みとして、大きな遅延はつらい。バスロケーションシステムが導入されているが、利用されていない方もおり、心配しながらバスを待たれている。国道23号の右折信号の設置をお願いできないものか。

○愛知県蟹江警察署 有田委員

この場で対応について即答できるものではないです。交差点の信号は周辺の交差点と連動して設定している。一部の変更をすることで、他の交差点で渋滞発生の懸念、それに伴う事故誘発の可能性が生じるとも限らない。そうした前後の調整で信号設定が行われている。

ご指摘は、直接交通規制課に対してご要望いただければ、検討します。

○議会議長 上田委員代理

意見について、飛島村としての総意の意見ではなく、私の個人的な意見として発言したということでご理解ください。

○伊豆原座長

信号制御、渋滞の話は、すべてがうまくいくというのは難しい。バランスをとっていかざるを得ない部分。慢性的な渋滞については、TDM、公共交通への転換、時差出勤などの対策もある。車をやめてとは簡単には言えないので、車の良い点、公共交通の良い点を理解いただきながら、バス運行を進めていくことになります。

また、バスは早発することはできない。ダイヤ設定は、一番良い条件でジャストに設定されている。少しでも何かあると遅れることが前提の時刻表の設定となっている。何分ぐらいまでなら、許容いただけるのかということも、確認が必要です。運転手は時刻表とおりの運行を行うようご努力をしていただいている。

蟹江線は年間15万人の利用をされているよい路線です。住民の皆さんにご理解をいただきながら運行を継続していきたい。

本日の議題はここまでとさせていただきます。事務局にお返しします。

○飛島村長 加藤会長

閉会にあたり挨拶させていただきます。本日は年度末のお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。また、伊豆原先生、進行ありがとうございます。

公共交通の利便性を追求することは終わりがないと改めて感じました。新しいチョイソコやとみなど、あらたな検討がされて、利便性が進みます。

一方で、利便性を高めることは費用もかかることなので、費用対効果を考えていくことが求められます。引き続き検討を重ね、利便性、充実を図っていきたい。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

○早川課長

本日は、ありがとうございました。

以上で令和4年度 第3回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会を終了します。お帰り際には、くれぐれも交通事故等に気をつけてお帰りくださるようお願いいたします。

誠にありがとうございました。

以上